

岐阜県生活指導研究協議会 連絡網にかかる細則

(目的)

第1条 本細則は、岐阜県生活指導研究協議会（以下、岐生研）が設置し、管理する連絡網について定めるものである。

(メーリング・リスト)

第2条 本会は、岐生研規約第4条に定められた事業を円滑に運営するための連絡網としてメーリング・リスト（以下、「かがり火」）を設置し、管理する。

(加入資格)

第3条 次に掲げる者は、「かがり火」に加入することができる。

- 一 会員
- 二 常任委員会から加入を要請された者

(加入の呼びかけと脱退の方法)

第4条 常任委員会は、新しい会員に「かがり火」の存在と加入の方法を周知し、呼びかけなければならない。

(2) 常任委員会は、加入者に脱退の方法を周知しなければならない。

(3) 加入者は、いつでも「かがり火」から脱退することができる。

(発信・受信における義務)

第5条 加入者は、「かがり火」に情報を発信・受信しようとする場合には、人権に配慮するとともに法令を遵守しなければならない。

附 則 本細則は、2020年6月13日をもって施行する。